

2020年5月

## Mizuho Global InfoStation

# ベトナムのビジネス法務・金融・会計 ～ 契約書における印鑑の法的効果について～

作成：VIA VIETNAM CO., LTD.

編集 / 発行：株式会社みずほ銀行 国際戦略情報部



©2020 株式会社みずほ銀行

- ・本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- ・本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- ・本資料の情報は、みずほ銀行（以下“当行”）が作成元より提供を受けており、著作権は原則として作成元に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- ・本資料記載の情報は、作成元が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。当行及び作成元は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。



2020年5月15日  
VIA VIETNAM CO., LTD  
村山憲司

## 契約書における印鑑の法的効果について

### 1. はじめに

ベトナムは日本と同様に、契約書、請求書、発注書、見積書など、事業者間で取り交わす書類には、当たり前のように印鑑が押されている。特に、ベトナムで契約書を締結する場合には、署名と捺印を行うことが必ず求められ、契約書が複数ページにわたる場合は、差し替え等を防ぐために割印を押すことが多い。ここで、印鑑のない契約書は法的な有効性がないとみなされ、例えば、訴訟において契約書を証拠提出する際、印鑑のない契約書はまったく証拠力がないものとされるのか。今回は、契約書における印鑑の法的効果について解説する。

### 2. 日本における印鑑の法的効果

契約書に印鑑が押されていないなくても、契約当事者の署名があるなど、契約内容について当事者の意思表示の合致が認められれば契約は成立する。日本商法でも署名(本人が自筆で自分の名前を記すこと)と記名(パソコンの印字など、署名以外の方法で自分の名前を記すこと)押印は同等とされている。とはいえ、印鑑が押されていない契約書が十分なものかといえ、そうではない。日本には印鑑を重視する文化があるので、押印の存在により「確かに私はこの内容で契約書を交わす」という意思表示の合致がより明確化できると考えられる。加えて、契約内容に関し当事者間で後日トラブルが発生した場合、当事者の印影がある契約書により、当該契約を締結する意思表示の存在を推定する法的効果が認められ、その点に押印の実質的意義があるといえる。すなわち、署名でも契約自体の効力はあるが、併せて印鑑を押すことで、契約意思の明確化及び将来の紛争防止の観点から確実なものになるというイメージである。

### 3. ベトナムにおける印鑑の法的効果

現在のベトナム民法第116条によると、民事取引は「民事権・義務を発生、変更又は消滅させる契約行為をいう」と定めており、契約は民事取引に該当する。さらに、同法117条では、民事取引の有効要件として「主体が確立した民事取引に合致する“民事法律能力”を有し、“完全に自主的に”民事取引に参加した」としている。よって、企業が契約を行う際には、

民事法律能力を有する法定代表者が「確かにこの契約を交わす」という意思表示を自らの署名にて明確化することで契約は成立し、必ずしも印鑑は必要ではない。それではどのような場合に印鑑が必要とされるのか、過去の経緯を含めて以下にて説明する。

#### i. 以前

2001年8月24日付けの印鑑の使用と管理に関する政令 58/2001/ND-CP (以下、政令 58) の1条では「社印は会社の法的な立場を表現し、自社の書類に対して法的な有効性を与えるもの」と定められている。さらに、旧 2005 年企業法の 36 条にて「企業は社印を所有しなければいけない」とされる。これらの規定から、上述の通り民法上は契約の様式に関する強制規定ではないものの、企業の正式書類には社印が必要であると解されていた。

#### ii. 現在

2014年企業法の44条によると、社印の定義を「社印は定款に基づき使用されるものであり、別途法令が定める場合又は当事者が合意する場合に使用が求められる」と定めている。さらに、2016年7月1日付けの政令 99/2016/ND-CP によって政令 58 は置き換えられ上記 i の文言は削除されている。したがって、社印は以下の3つのケースで使用されることになる。

別途企業定款で定める場合

別途法令が定める場合

別途当事者が合意する場合

上記の通り印鑑が法令上明確に求められる書類がある。例えば、会計法第 24 条によると、会計帳簿は、企業名、記帳開始日及び終了日、作成者・会計責任・法定代表者の署名、ページ数を記載し、割印を必要とする。さらに、会計法施行細則である通達 133/2016/TT-BTC の 90 条では法定代表者の署名、フルネームそして社印を要求している。

#### iii. 今後

ベトナム政府は 2019 年 10 月 28 日、企業法の改正案を国会に提出している。本改正案は本年 5-6 月の国会にて可決されることが見込まれ、その場合には 2021 年 1 月 1 日から施行される。本改正案では、社印が必要とされる上述の（別途法令が定める場合）と（別途当事者が合意する場合）の部分が削除されている。さらに現行法では企業が社印を使用する前に国家企業登録ポータル上で公開するために、社印の陰影を経営登録機関に通知する義務があるが、本改正案では当該義務も削除されている。

#### 4. おわりに

日本人に馴染みの深い印鑑制度は、ベトナムにも文化的に根付いており、何となく正式書類に印鑑がないと安心できない。しかしながら、企業が契約を行う際には、民事法律能力を有する法定代表者が「確かにこの契約を交わす」という意思表示を自らの署名にて明確化することで契約は成立し、必ずしも社印は必要ではない。現行の企業法では、社印は一定の場合（別途企業定款が定める場合、別途法令が定める必要、別途当事者が合意する場合）

に押印が求められるが、2020年の国会で可決が見込まれる企業法改正案では、このと  
が廃止の方向にあり、今後ますますその役割が薄れていく傾向にある。

以上

---

【問い合わせ先】VIA VIETNAM CO., LTD

担当：村山 憲司 / Kenji Murayama

E-mail : murayama@via-vn.com

TEL: Hanoi Head office 024-6688-6733 / HCM branch 028-6288-7589